

平成24年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

平成24年9月19日（水曜日）午前10時開会

※開議宣告

日程第1 第46号議案から第60号議案まで及び報第6号から報第8号まで

質 疑

委員会付託

[ただし、第59号議案及び第60号議案並びに報第6号から報第8号までを除く。]

日程第2 決算審査特別委員会の設置及び委員選任

委員会付託

[第59号議案及び第60号議案]

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 土 谷 信 也 |
| 2 番 | 近 藤 紀 男 |
| 3 番 | 成 重 博 文 |
| 4 番 | 安 達 隆 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中 山 田 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 川 原 直 記 |
| 16 番 | 河 野 正 春 |
| 17 番 | 山 本 博 文 |
| 18 番 | 菅 健 雄 |
| 19 番 | 徳 永 浄 |
| 20 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	河 野 真 一
庶務 係 長	次 郎 丸 浩 一
議事 係 長	岩 本 力
主 任	西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	

	野 村 信 隆
--	---------

市参事兼税務課長	安 東 良 介
----------	---------

市参事兼農林振興課長	井 上 晃 一
------------	---------

総務 課 長	安 藤 隆 治
--------	---------

企画情報 課 長	佐 藤 之 則
----------	---------

財政 課 長	甲 斐 智 光
--------	---------

市民 課 長	山 田 真 一
--------	---------

保険年金 課 長	佐 藤 清
----------	-------

子育て・健康推進課長	植 田 克 己
------------	---------

人権・同和对策課長	伊 東 文 夫
-----------	---------

環境 課 長	都 甲 賢 治
--------	---------

商工観光 課 長	安 田 祐 一
----------	---------

農地整備 課 長	榎 本 久 光
----------	---------

建設 課 長	筒 井 正 之
--------	---------

都市建築 課 長	河 野 義 雄
----------	---------

上下水道 課 長	中 尾 勉
----------	-------

福祉事務所 長	尾 形 稔
---------	-------

地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
-------------------	--

	後 藤 三 利
--	---------

消 防 長	後 藤 勲
-------	-------

総務課 課長補佐兼総務係長兼秘書広報係長	
----------------------	--

	後 藤 史 明
--	---------

総務課 人事・法規係長	丸 山 野 幸 政
-------------	-----------

教育庁

教 育 長	河 野 潔
-------	-------

総務 課 長	渡 邊 和 幸
--------	---------

学校教育 課 長	瀬 口 卓 士
----------	---------

総務課 専門員	伊 藤 昭 弘
---------	---------

○議長（河野正春君） おはようございます。開会前ですが、議員各位にお知らせをします。昨日、市長から審議の参考資料であります監査委員の決算審査意見書の訂正依頼がありました。お手元に配付しました写しのとおりでありますので、ご了承願いま

9月19日

す。

○議長（河野正春君） これより本日の会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第1、第46号議案から第60号議案まで及び報第6号から報第8号までを一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをします。質疑及び質問に関連して、20番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

15番、川原直記君。

○15番（川原直記君） おはようございます。通告に基づきまして、47号議案から51号議案、4議案に対して質疑をしたいと思っております。

最初に47号議案でございます。

瞬間的にこの議案を見た時に、どうして市内の業者、県内の業者にできなかったのかなあという印象がありました。

それと、その足で現図書館をしているだろうなと思ってる方に会いにいったら、何かこの4月に異動があったということで、若干その辺でお聞きをしたいと思っております。

まず、館長含め職員募集はすべて指定管理者任せなのか、また想定する職員数についてお答えをいただきたいと思っております。

また2番目として、何社の応募があり、どういうふうにしてここが指定管理者になったのか、またこの業者の応募があったのは同一業者への案内はしなかったのか、そういった全国的にですね。

それから、契約終了後は継続してその業者と契約するのか、または改めて市内県内の業者を指名する予定があるのか。

また最後に、豊後高田市の図書館としての特徴、機能が保たれるのかなということでお聞きをしたいと思っております。

次に、第48号議案でございます。契約額変更ということで議案書には載っていますが、当初よりそういったことが想定できなかったのか。またどういふふうにしてそういう変更になったのかお聞きをしたいと思っております。

それから50号議案でございます。家具297点ということでございますが、現在の図書館が何席で、今後新図書館が何席ぐらいになるのかなということ

でお聞きをしたいと思っております。

それから第51号議案でございます。ケーブルテレビも長所もたくさんあると思っております。しかし、今回STBを入れなければならないということになりまして、市を初め市民の税金がやっぱそこに幾らかにしろかかるということで、大変憂慮いたしますか心配をしております。

現在、世帯数八十五、六パーセントの加入率だそうでございますが、残念ながら死亡でおらんごとなるようなこともあろうかと思っております。しかしながら、新規の加入もあると聞いております。STBの希望数と2台目以降は実費が幾らかかるのか。

また、STB、もともとそういったCS放送開いたる方はどういうふうになるのかお聞きをしたいと思っております。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（河野正春君） 教育庁総務課長、渡邊和幸君。

○教育庁総務課長（渡邊和幸君） それでは、47号議案の質疑についてお答えをいたします。

指定管理者により運営される新図書館では、館長を含む全職員は指定管理者により雇用されるということになります。なお、職員の配置につきましては、業務仕様書の中で市民雇用の促進や司書資格保有者の割合、そして原則として全職員市内在住とすることなどの諸条件を盛り込んでおります。また、指定管理者の職員数は提案された事業計画書によりまして、常勤職員が6人、非常勤職員が2名程度と想定をされております。

次に、指定管理者候補者選定の経緯についてであります。安定した図書館運営が可能な事業者を広く公募するため、市のホームページを初め新聞や指定管理者公募サイトなどへの情報を発信したところ、説明会には市内事業者1団体を含む12団体の参加があり、最終的には3団体からの応募がありましたが、その3団体はすべて市外の事業者でございます。

指定管理者選定委員会において、事業計画書、プレゼンテーション、ヒアリングの総合評価から、最も高い評価を受けたTRCグループが指定管理者候補者として選定されたものでございます。

次に、契約終了後の指定管理者の選定であります。基本的には、新たに指定管理者候補者の選定を行うこととなります。そこでは、これまでの指定管理者の継続を含め、安定した図書館運営を行う能力

があると評価される市内や県内外の事業者が指定管理者となる可能性があると考えております。

次に、指定管理者の運営管理による図書館としての機能の保全についてであります。新図書館では資料配送サービスや調べ学習コンクールなどの新規なサービスが展開されるほか、郷土資料の継続的な収集や中心市街地活性化等に寄与する事業など、豊後高田市立図書館として果たすべき役割は業務仕様書で明確にしておりますので、これまで以上のサービスを提供できるものと考えております。

またTRCグループは、もともと図書館の運営に豊富な知識を持つ事業者でありますので、図書館運営の核となる館長については、今回豊後高田市にゆかりのある、実務経験豊富な館長候補を具体的に提案されました。ヒアリングの際もこちらの質問に対し明確に対応し、豊後高田市の六郷満山文化を代表する豊富な文化的資源を認識されておりました。

こうしたことから、地域の特色を生かし、地域に密着した魅力ある図書館運営ができるものと期待を寄せているところでございます。

次に、48号議案の工事請負契約の変更理由とその内訳についてお答えをいたします。

まず、工事請負の変更理由であります。当初計画では書架や看板、表示物は備品購入費等で執行することを想定しておりました。その後、書架や看板、表示物についても社会資本整備総合交付金の対象とならないかと国県と協議を重ねたところ、本体工事に含めることで対象となることが確約をされたため、優良財源を確保する趣旨から本体工事に追加し、契約の増額変更をするものでございます。

また、今回の増額の内訳でございますが、開架スペースの書架設置分が5,660万350円、閉架書庫の書架設置分が1,465万3,790円、看板表示物の設置分が324万8,420円、その他変更による減額が383万8,610円の計7,066万3,950円でございます。

次に、第50号議案の家具の種類ごとの内訳についてお答えをいたします。

今回取得する家具は、新図書館の閲覧室やロビー、学習室などに設置する家具でありまして、机が58脚、いすが212脚、その他、台・収納などが27点、合計で297点となっております。

現在の市立図書館の閲覧席は30席ほどですが、新図書館では120席ほどの閲覧席を確保し、ゆったりと読書を楽しめる環境を整備することとしてお

ります。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 企画情報課長、佐藤之則君。

○企画情報課長(佐藤之則君) 第51号議案のセットトップボックス希望者数、2台目以降の費用、既存のセットトップボックス設置者の対応についてお答えいたします。

時代劇チャンネル、アニマックスのCS放送2波の視聴にかかるセットトップボックスの設置につきましては、1加入者につき1台を基本料金で設置し、2台目以降の希望がありました場合には有料にてご視聴いただくようにしております。

本議案で提案いたしました7,600台のセットトップボックス購入についてでございますけれども、本年5月から実施した設置に係る意向調査の結果から、9月11日現在、必要とする世帯につきましては7,218世帯、全加入者の86.6パーセントとなっているところでございます。

なお、連絡が取れていない未回答の世帯もございますので、引き続き調査の上対応を行っていきたいと思っております。

次に、2台目以降の実費でございますけれども、現行付加サービスでセットトップボックスを設置する場合と同様、設置費用に約6,000円程度、月額利用料金につきましては現行のBSプラスの利用料金同様、機器のレンタル料といたしまして月額840円でございます。

また、追加希望者に関しましては設置後の利用料金が必要なことから、視聴方法の完全切りかえを行う平成26年3月ごろに希望者への設置を考えておるところでございます。

次に、すでにセットトップボックスを設置されている方につきましては、セットトップボックスに設置するC-CASカードにて時代劇チャンネルとアニマックス視聴を可能とするものでございます。

以上であります。

○議長(河野正春君) 川原直記君。

○15番(川原直記君) 48号議案、50号議案、51号議案は今の説明でよしと思っております。ただ、47号議案についてもう少し聞きたいなと思っております。

選定委員というのがあったと思うんですけど、そういったメンバーはどういう方で何名あったのか。

また、何項目そういった選定委員の項目がどのくらいあったのか。

9月19日

最も高い評価を受けたTRCと次点は点数でどのくらいの違いがあったのか。

また、指定管理により優位と思われる点をお聞きしたいなと思っております。

また、5年間のノウハウの蓄積は、結局TRCしか今後はないと思いますが、市内市外を含めてTRCがまた5年後も受ける可能性が高いのか、また市内の職員を含め育成の方法は特別考えてないのかお聞きしたいと思っております。

特に、館長にはどなたがなるか、ゆかりのある方と今答弁がありました。ぜひ市内を回り豊後高田市の特徴を身をもって体験していただきたいなと思っております。これは要望でございます。そして、豊後高田市の図書館として、豊後高田に行かなければならないというような特色のある資料や本を作成して、また置いてほしいなと思っております。

また、当初申しましたが、これは人事権に関することですのでお答えになれないかなと思っております。私たち普通から見れば現図書館の職員を今の時期にかえるというのは非常に、普通には考えにくいなと思っております。どのような理由があつてかえたのか、それをお聞きしたいなと思っております。

特に、優位な点で入るかもしれませんが、開館日数、開館時間がふえると思いますが、その予想といえますか予定がありましたらお聞きしたいなと思っております。

以上です。

○議長（河野正春君） 教育庁総務課長、渡邊和幸君。

○教育庁総務課長（渡邊和幸君） それでは、47号議案の再質疑についてお答えをいたします。

まず指定管理者選定委員会の構成であります。豊後高田市指定管理者選定委員会要綱によりまして、副市長、総務課長、企画情報課長、財政課長、そして所管課長の教育庁総務課長の5名でございます。

次に、指定管理者候補者の評価項目の内容とその項目数でございますけれども、大別をいたしまして4つの項目となります。その内容と配点につきましては、安定的な運営に40点、適切な維持管理、経費の縮減に20点、施設効用の発揮に12点、利用者の平等な利用確保、サービスの向上に28点の合計100点満点でございます。こうした中TRCグループは100点満点中87.6点ということでございます。次の、次点が78.8点でございます。

それでは、先ほどの指定管理者選定委員会の構成

につきまして追加をさせていただきます。指定管理者選定委員会の構成委員は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、この審査の過程におきまして、図書館運営に非常に詳しい大分県図書館の副館長からも専門的なご意見をいただいて参考とさせていただいたところでございます。

次に、指定管理者制度導入による有利な点でございますけれども、開館日及び開館時間等の拡大が効率的に図られ、基本的な業務を初め新規のサービスや地域活性化に寄与する事業など、指定管理者制度の導入により民間のノウハウを最大限に生かした図書館サービスが展開され、市民の期待に沿う図書館運営が可能と考えております。

次に、市内職員を含め市内事業者の育成についてでございますが、この問題につきましては重要な課題の1つと考えているところでございます。

そしてまた、TRCの指定管理者の継続については、先ほどの答弁を申し上げたとおりでございます。

次に、開館日数と開館時間の想定についてお答えをいたします。開館日数につきましては、祝日の開館により、現行に比べまして年間20日間ほど多い300日程度となります。閉館時間については、平日は午後7時まで、土曜日は午後8時までの開館となっております。

また、夏休みの期間中は午前8時30分からの開館としておりますので、年間の総開館時間は現行に比べ約24パーセントほど拡大することとなり、利便性が大きく向上するものと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 川原直記君。

○15番（川原直記君） 今2回目の質疑で伺いました育成を考えてないのかということで、課長のお話では少し微妙な点があったようでございます。もう少しはっきりしたお答えがいただければと思っております。

それと、先ほど言いました人事権の問題でございますが、どういう理由で、普通やったら、私たちやったら現行の図書館員は最低できるまで残しておきたいな普通は思いますが、何か特別な理由があったのかどうか、お答えができれば聞きたいなと思っております。

○議長（河野正春君） 総務課長、安藤隆治君。

○総務課長（安藤隆治君） それでは、川原議員の人事の関係でありますけれども、今この時期に何で人事異動かという、何か理由があるのかということで

ありますけれども、特に理由等はございません。行政改革を進める中で、人員削減を行っております。全体の事務量も見直しを行っております。その結果、それと指定管理者制度を新しい図書館で導入いたしますので、そういったことも見据えた総合的な判断をした上での人事であります。

以上であります。

○議長（河野正春君） 川原直記君。

○15番（川原直記君） 職員の異動は、今総務課長がお答えいただいたことでよしとするというか、そうですかということにしておきたいと思っております。

それから、今先ほど申しましたように、市内の職員を含めて育成のことは今後どういうふうなお考えなのかをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（河野正春君） 教育庁総務課長、渡邊和幸君。

○教育庁総務課長（渡邊和幸君） それでは、市内職員の育成についてにお答えを申し上げます。

指定管理者制度の中、指定管理者のほうと協力をしながら市内の職員というものの養成ということを考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 議案質疑を続けます。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。通告に基づいて議案質疑を行います。項目が多いためなるべく簡潔に質疑をしますが、執行部も答えられた内容に対して簡潔に、市民が聞いてもわかりやすい言葉で答弁を求めたいと思います。必要があればまた再質疑をしたいと思っております。

最初、第46号の補正予算であります。かねてから問題にしておりました旧火葬場の跡地利用の問題で今回予算がつきましたが、事業内容と完成の時期について示していただきたいと思っております。

次がボタンボウフウについて、特産にしようということで開発が進んでおりますが、今回また400万円の補正がついておりますけれども、この事業内容と事業の実績見込み、農家にとってどういう効果があるのか説明してもらいたいと思っております。

それから、同じくそば道場開設実験事業についても450万つけられておりますけれども、これも前回同ような事業を実施しておりますが、今回この事業の事業効果などについて簡潔に説明をお願いします。

次が、犬田水崎線の市道改良工事に伴うこの用地

買収の問題でありますけれども、これは前回の議会でも問題にしましたが、状況が大きく変わっているんじゃないかと。

その1つは、当初計画ではこういう形で路線をつくろうということで設計書も私持っていますが、水崎の下の道路に取り付くように設計ができておりまして、あと残っているのは旧し尿処理場から向こうが残っているのと、213号線の隣地が残っているだけなんで、これが完成すればこの水崎につながるし、利用度も高いし事業効果が上がるんじゃないかと思うんですよ。

問題は、国道の入り口をどう解決するかなんだけれども、私の調査では永松市長になってから本当にこの政治力を発揮して、地権者の協力を求めるようなことをやってないんじゃないかと。前の市長がやったことやから知るかということで新しい方式に変わったんじゃないかと思えてならないんです。本当に努力したのか市民にわかるように説明をしてもらって、今回こういうように土地を買うことになったんだという説明してもらいたいと思います。

2つ目が、やはりあそこにラーメンの製造工場があり、高田ではあれだけの超大型のトラックが出入りする工場はあそこだけだと思います。そのために、前の道路では狭いしカーブもあるし、非常に地域の皆さんが不便を感じたことも事実です。舗装はいつもいつも補修をさせられました。私もかんでいきますけれども、だから当然大型トラックが通るような道路は必要だということは認識できます。

しかし、ラーメン製造がもう中止をされたら、今後あの工場でラーメンを製造することはないと聞いています。よって、あれだけの超大型のトラックはもう通行しないんじゃないかと思うんです。なのに莫大な経費をかけて、しかも用地買収ができないのにそういう筆界未定地を膨大な面積を購入してまで道路を建設しなけりゃならないかという問題なんです。これは、もう少し議会の意見もよく聞いて慎重に対処すべきだと思いますので、私はこの予算の撤回を求めたいと思うんです。

道路用地以外の余った土地は住宅団地にするそうですけれども、あの地域はまだ下水道が布設されておられませんし、もうすでに住宅というならば城台団地を5町5反も買収しているんですから、ここも今事業計画上がっていますからこちらのほうが優先する、これはだれが考えても当たり前の話じゃないかと思っておりますので、今回出されております予算は撤

9月19日

回をしてもらいたいと思いますがどうですか。

それに関連する一般質問で、城台団地の話が出てからもう長いんですけども、なかなか二転三転しまして市民の前には、いつから分譲団地を購入できるのか、いつまで待ったらそこに家が建てられるのかさっぱりわからん状況です。ある市の職員も、待たけれども待ち切れんで民間の宅地を買うようになったというふうに聞いています。

よって、市民の前に分譲団地はいつから市民が購入できるのか、公営住宅も建てるそうなんですけれども、市民は公営住宅にいつから入れるような計画を実施しようとしているのか、その計画の全貌を市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

次は、図書館の運営について、これはもう時間の関係で取り下げます。

次は、47号議案の図書館の関係ですけれども、今川原議員から質疑があり、おおよその全貌はつかめたと思いますが、私は図書館というのは、図書館条例を設置する時にも意見を述べたように、本来は市の直営でやるべきであります。

しかし、いろいろ聞くところによると、新図書館を設計する段階から業者は決まっておったと、それに市長がかんでおったという話も広がっておりますが、やっぱり予定どおりになったかというように非常に疑問を持っています。

よって、なぜ図書館の施設管理を東京都の特定企業に指定管理者として指定しなければならないようになったのか、市民は非常に疑問を持っています。よって、この管理指定の業務内容や事業費、5年間で契約するんですけど事業費、その事業効果、直営じゃなくて指定管理者等に委託したほうがどんなに市民にとって有利ということなのか、それを市民はわかりません。その辺明らかにしていただきたいと思います。それだけにしときます。後がありますから。

次が56号議案についてであります。これもかねてからこの本会議で、私はひとり親家庭と重度身体障がい者の医療助成について、子供の医療費助成と同じように県独自のこの医療費の助成制度、3本柱です。

そのうちの子供の医療費だけは現物支給になったけれども、あとのひとり親と重度障がい者についてはいわゆる委任払い制度でね、一たん窓口でお金を払わんといかんと。子供の医療費ができてなぜこちらの二つができないのかと。ひとり親についても、

重度障がい者についてももっとやっぱり申請手続など、あるいは経済負担など大変なんで現物支給を要求してきました。

もちろん私たち日本共産党も、県の部局と何度交渉したかわかりません。ついに、今年度の年度途中から実施をされることになったんです。この現物支給に踏み切ったということは評価をいたします。当然のことです。

しかし問題は、それを契機に親の医療費については通院で上限2,000円、入院で7,000円の一部自己負担が導入されることになりました。ここが問題なんです。

今まで市長や担当課長などは、対象者にとってよりよい制度になるように県に働きかけるという立場で答弁をしてきました。この分は、やっぱり新たな市民の負担になるわけで、これではよりよい制度に改善ということにならないのでやっぱりここは見直して、子供の医療費について県は制度をこういうふうに変えたけれども、その一部負担については市独自で負担をして現実無料化になっています。子供の医療費と同じように、このひとり親家庭の医療費についても改善をすべきだと思いますが市長の見解を求めます。

次は、57号の決算についてであります。また決算委員会で審議をしますので簡単に何件か述べますけれども、1つは市営住宅の家賃の長期滞納についてであります。

今、一般のアパートを借りても家賃が高くて大変だということで、宇佐のほうに行く人がかなり多いです。今度、新婚向け住宅などつくって、一定の安い家賃で入れるようになりましたけどね、しかし、一般の市営住宅については民間住宅に比べて安い家賃です。

ところが、これだけ三千何百万という滞納があるわけですね。しかも、長期の滞納なんです。これについてどう認識をしているかという問題で、57号はそれとの関係で、今度指定管理者に指定することで、そういう滞納問題も含めて、今、業務委託をしなければならないかというね。なぜ今、業務委託かという問題。業務委託すればそういう滞納問題片付くんかという問題ですね、を明らかにしてください。

次が、59号の決算については、家賃が3,500万の滞納をしているんですけども、この原因や対策について。

それから、同和事業についても5,800万円が長期にこげ付いていますが、これまでの対応と今後の対策について。

それから、昨年から、年度途中から婚活事業を始めましたけれども、417万円を委託事業で実施をしましたが、これが定住対策の事業として実際どのような実績というように評価できるのか。この実績をさらに今後どう生かしていくかということで質問をしたいと思います。

次が、敬老会の実施であります。約700万近くの補助金を交付しておるんですけども、これもずっと佐々木市長時代から、もっというなら水之江市長時代からのやり方で実施をしてきておりますが、かなりことしになったら多くの方々から、私たちは問題にしたんだけどなかなか片付かないんだという声が寄せられて、議会で取り上げてくれんかということになって急遽取り上げることにいたしました。

この700万円を分析してみますと、それぞれ70歳以上の対象者に1人1,000円当たりの補助金を出すようになってはいますが、それぞれ敬老会の実施主体がこの事業計画つくって実施をするんですけどもやり方がまちまちです。

きのうもあるところから苦情の電話があつて、呼び付けられまして行って、このことは明らかにしませんけれども、大変なことで時間取りましたけれども、きょう持ってきませんでした。あるところは封筒にただ何の何がしと書いて何々様もないんですね。何の何がしと書いて、あけてみたら1,000円入っているということもあります。

きのうのところは敬老御祝金、何の何がし様1,000円と。それで自治会の名前が入っていました。あるところはただ名前だけで、あけてみたら1,000円、意味が全くわからないと。寝たきりのおばちゃんから呼び付けられました。去年もあったんです。去年は電話でした。今度呼び付けられました。

それから、あるところは役員会で問題にしたんだけれども、なかなか自治会長さんが聞かないやと。もうずっとそうです。そこは対象地域が多いそうですね。すごい補助金をもらっていますが、それは参加した人だけ、そんなに大勢参加するような会場がありません。参加した人だけで補助金は使って、参加しなかった人は何もありません。まんじゅう一つもありません。

そこからの苦情でね、大変な問題じゃないかと自分たちで頑張ったんじゃないかと

と、議会で取り上げたらということになってきょう取り上げるんですけども、私が基本的に聞きたいのは、実施するまでには主催者を集めた説明会してまずわね。その説明会でこの敬老会の補助事業というのはどういう事業なのか。1人当たり1,000円出すけれども、この補助金はどういうふうに活用するというような説明しているのか。

ただ出席者だけで山分け方式、あとは何にもないというような指導はしてないと思うんですけどね、その辺市民の前にその補助金の有効活用という点からどういう指導をしているのか明らかにしてもらいたいと思いますし、今後どう手直しをしていくのか見直しをしてもらいたいし、一般質問としては敬老会の事業についてはやはり高齢化社会を迎えました。主催者の自治会の自治会長さんでもみんなもう70歳を超えるような方も相当おられます。

主催者が、いわゆるお祝いしてもら側が主催者にならないような敬老会も多々ありますが、この際本当に高齢者の意見も聞いて、あるいは自治会長さんなどの意見を聞いて、最も現時点でふさわしいような敬老会に見直すべきだと思いますが、市長の見解を求めます。

次は、勤労青少年ホームの問題なんですけども、これは前回も議論をいたしました。聞いてみたら全然直っていませんね。勤労者が集う、ここに条例持っていますけれども、この条例からいったら高田の場合は勤労青年のうちで、青少年の中で男性は1人も登録をされてない、女性がほんのわずか登録されただけで、実際女性向けの女性が参加するような事業しかやられないんですね。

これでは、これも指定管理者に指定しているようなんですけれどもこれではね、あれだけの施設をつくって勤労者にとっては問題じゃないかと思うんです。市長が婚活婚活と言うんならば、高田で若い人たちが集うような公共施設というのは公民館とそういう勤労青少年ホームしかないんじゃないですか。若い人向けの、市が講座を主催して講師料なども市が負担をして若い人が交流できる、あるいはいろいろ知識を身につけるような場という公共施設はそれしかないでしょう。その勤労青少年ホーム、あれだけの建物が男性勤労青年は全く使用できていない、日本中回って高田以外にどこかあるでしょうか。

去年のこの議案質疑で指摘していますけれども、なぜ改善されてないのか、これはもう指定管理者制度になったこの弱点じゃないかと思うんですけど、

9月19日

その辺をどうするのか市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

次が、水道会計について、もう1点だけですね。長期滞納問題について、課長もかわりましたが何か解決の進展があったのかどうか、ないならその理由などについて述べてもらったらと思います。

最後に、報第6号についてであります。その桂川の河川プールで事故が起こったと。これは大分合同新聞で報道されて、私どもも新聞テレビで、大分合同新聞だけに載ったと思うんですね。考えてみましたら、議運がありその日に議案書が新聞社にも配付されますのでね、恐らく合同新聞はそれを見て取材したんじゃないかと思うんです。

本来こういう、一般の河川とか一般の海でこういう事故があったというのなら市の責任は問われませんけれども、市が莫大な経費をかけてつくった河川プール、市の公共施設でこういうけががあったということは大変な問題なんですよ。市長以下大いに反省しないといけない問題なんです。

原因が何なのか、どうしたら再発防止をすることができるのか、やっぱり教育委員会も執行部も一体となって考えて、これをいい材料にしなきゃならない問題なんですよ。

金額が5万3,000円だったかね、補償金額が大きいでしょう。補償金額で見た範囲、私、議案を見た範囲ではこれはどんな事故があったんだろうかと心配するのは当然でしょう。

聞きたいのは、なぜ報道機関にこのことを発表しないのか、それと同時に我々の議会の代表である議長にこのことを報告しなかったのか、専決処分したんです。もう私たちこの議案に出ているのは事後承認をしてくださいますことなんですよ。ただ、もうあったことやから事後承認すればいいんじゃないかと、金額の問題ではないですよ。原因をどうとらえて今後どう対応していくのかが問われる問題なんですよ。その辺について、やっぱ大いに反省してもらいたいと思うんですがどうなのか。

しかも、ただ瓶の破片となっているんですけど、どうやってその瓶の破片がそこに入ったんですか。開園した翌日でしょう、この議案見るとね。その辺をあなた方がどう分析して今後再発防止に努めるのか、市民にわかるように説明していただきたいと思います。

以上であります。

○議長（河野正春君） 環境課長、都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） 46号議案のうち、旧火葬場にかかわる事業内容についてお答えします。

まず、旧真玉火葬場についてであります。地元自治会との協議を重ね、要望を取り入れながら解体工事を6月に完了したところでございます。

次に、火葬場跡地活用事業の内容につきましては、地元自治会と協議をした結果、旧千部火葬場関連施設の解体工事と、墓地参拝者等の懸案でありました市道墓地線の一部拡幅工事を行うものであります。

また、今後残地の有効活用を図る意味からも、測量や境界確認を合わせて行うものでございます。

なお、完成時期につきましては、補正予算成立後速やかに実施して早期の完成を図りたいと考えております。

○議長（河野正春君） 農林振興課長、井上晃一君。

○市参事兼農林振興課長（井上晃一君） 第46号議案のご質問のうち、初めに地域特産品DE健康！実験事業の事業内容と事業の実績見込みについてお答えをいたします。

本事業は、国の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、香々地地区で栽培しておりますボタンボウフウを主体に健康食品として加工し、一定期間モニタリングを実施し、効果を検証するものでございます。

ご存じのように、ボタンボウフウは沖縄県与那国島では長命草と呼ばれ、1株食べると1日長生きすると言われております。香々地地区では、古くから命草と呼ばれ、滋養強壮食材として利用されていたようであります。

そこで、本事業によりお茶等の毎日飲食できるような加工品を開発し、市民の皆さんを対象に無償提供し、3ヶ月程度のモニタリング調査を予定しております。先日発表いたしましたボタンボウフウ入りの生そば、生うどんを初め、本事業で開発予定の健康食品が加われば、生産から加工、販売までといった農業の6次産業化が確立され、農業所得の向上にも寄与します。

生産者の皆さんにも、これを契機に栽培面積を拡大していただくとともに、そばに次ぐ特産品になることを目指して頑張っていきたいと思っております。

次に、そば道場開設実験事業の事業効果についてお答えをいたします。本事業も緊急雇用創出事業を活用し、豊後高田そばの消費拡大とそば打ち文化の普及を図ることを目的とし、昨年12月より事業を開始しております。

事業は2つに分かれており、1つ目が出張そば打

ち体験です。内容は、そば打ち文化を市内外に広く普及させるため、5人以上であれば無料で県内各地に出張し、そば打ち指導するものであります。主な利用者としては、各地区の公民館や福祉施設及び学校関係となっています。

2つ目がそば道場です。内容は、そば打ち技術を習得したい一般の方を対象とした連続講座の開設です。主な利用者は、団塊の世代が中心であり、遠くは大分市や豊前市から来られています。

事業効果についてであります。8月末までの利用者数は、出張そば打ち体験が80団体、延べ1,240人、そば道場が延べ498人であり、多くの方に利用していただいております。

今後、さらなる利用が期待されますので、11月で終了予定でありましたが今回の補正によりまして3月まで延長するものでございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 建設課長、筒井正之君。

○建設課長（筒井正之君） 第46号議案のうち、市道犬田水崎線道路改良工事に伴う用地補償、犬田団地の造成に向けた用地購入についてのご質疑にお答えいたします。

さきの第2回定例会において、市長がご答弁申し上げましたように、中断していた犬田水崎線道路改良工事につきましては、交渉相手の地権者に対してご理解をいただく努力を重ねてまいりましたが、ご本人が家族会議を開き、長年なれ親しんだ場所であり今後用地の提供はできないとの最終的な回答を受け、市といたしましてもその地権者にとっても何ら利益を生むことのない道路計画であり、今後ご理解をいただけることがないようであろうと判断し、平成15年においてこの場所での道路新設を断念したところでございます。

しかしながら、地元の皆さんから拡幅工事について強い要望も寄せられておりましたので、市といたしましては新しい路線を慎重に調査検討していく過程において、懸案であった筆界未定地の解消の見込みも立ったことから、国道213号への接続条件にあった新たな道路計画ができたところでございます。

さらには、地元の皆さんの総意といたしまして、ぜひともこの機会に荒れ果てた遊休地も活用し、この地域全体を活性化してもらいたいとの意向もあり、本市の定住施策の重要な拠点としてこの地域の地理的な特性を生かした賃貸住宅や分譲地の整備など、宅地開発につきましてもご理解をいただいたところ

でございます。

このようなことから、今回本定例会において必要な予算を計上させていただいたところでございます。

次に、城台団地の建設計画についてお答えします。城台団地整備におけるスケジュールにつきましては、ことしの7月に都市計画マスタープランの見直しが完了したことを受け、8月に開発行為の許可申請をしたところでございます。

今後、開発行為の許可が出ましたら早急に工事着手するため、補正予算で対応を検討してまいりたいと考えております。

あわせて、定住化を想定した魅力的な団地づくりにつきましても担当課において検討しておりますが、定住対策の大きな柱でありますのでできるだけ早い時期に供用開始を目指してまいりたいと考えております。

次に、57号議案についてのご質疑にお答えします。本定例会に提案させていただいております本条例の改正により、公営住宅法による管理代行制度及び地方自治法による指定管理制度が導入されますと、入居者の公募に関する業務のほか家賃の収納に関する業務や施設の維持、修繕に関する業務など、管理代行者や指定管理者に行わせることとなります。

この制度につきましては、すでに県下では大分県、大分市、佐伯市、竹田市が導入しており、住宅施策について専門的なノウハウのある大分県住宅供給公社を活用し、事務処理の効率化や滞納者対策において効果を上げております。

管理代行者及び指定管理者には、先ほど申し上げました業務を行わせることとなりますが、住宅施策の公平、公正な推進という観点から、行政主体としての判断が必要となる家賃の決定や、その請求に関する業務につきましては、今までどおり市が実施いたします。

ご質問の制度導入のメリットといたしましては、専門的なノウハウを生かした住宅の管理はもちろんのこと、特に本市の懸案事項でもあり、滞納者対策につきましても法的措置の的確な運用により家賃の収納率の向上が見込まれるものと考えております。さらに、施設の修繕などの対応につきましても、民間の活力が導入されることで365日、24時間対応も可能となり、サービス水準の向上が見込まれます。

制度導入後につきましても、管理代行者や指定管理者と連携を図りながら、適切な住宅の管理に努め

9月19日

てまいりたいと考えております。

次に、59号議案について、ご質疑にお答えします。まず、平成23年度における住宅使用料の滞納総額につきましては3,307万7,195円となっております。

内訳といたしましては、現在入居している方が2,151万2,579円、すでに退去された方が1,156万4,616円となっております。

滞納者数につきましては110人となっており、その内訳といたしましては現在入居されている方が57人、すでに退去された人が53人となっております。平成23年度と比較いたしますと、滞納額にして106万6,374円、人数にして12人、ともに減少しております。

住宅使用料の滞納の原因といたしましては、昨今の厳しい社会情勢によるものが大きいと認識しておりますが、今後より一層の管理徹底を図りながら滞納者対策を推進してまいりたいと考えております。

平成23年度につきましては、入居者本人や保証人への隣戸訪問を中心として積極的に納付指導を行うとともに、納付誓約書を提出させるなど、入居者本人への請求を強化したことで効果が出てきたものと考えております。

このようなことから、平成24年度につきましても、平成23年度同様入居者本人や保証人への隣戸訪問を重ね、納付指導の徹底強化を図るとともに、悪質なケースにつきましては法的措置により対処すべく、体制の整備も行っているところでございます。引き続き、鋭意解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、住宅新築資金等貸付金についてお答えいたします。平成23年度における滞納者からの徴収実績につきましては、10人で65万4,035円あります。職員による積極的な隣戸訪問などを徹底した結果、平成23年度において返済期限を迎えた現年度分の貸付金につきましては、徴収率100パーセントとすることができ、また滞納者の中からは新たに返済を開始されるなど、効果も出てきております。

本貸付金につきましては、償還期限が長期となっているため、借受人本人がすでに死亡しているケースや相続人などが高齢で年金収入のみなどのケースもあり、回収には大変苦慮しております。引き続き本人への請求はもとより、相続人や連帯保証人に対しましても返済を求めるとともに、鋭意努力してまいり

たいと考えております。

また、償還推進助成制度につきましては、県と協議を進める中ですでに借受人が死亡し、相続人も相続放棄をし、さらに保証人も全員死亡しているため回収ができない債権について、平成23年度、適用を受けたところでございます。

引き続き県と協議しながら、この制度を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上であります。

失礼いたしました。先ほど、住宅使用料の滞納の関係で平成23年と申しましたけども、平成22年度と比較した場合ということでございますので、訂正をよろしく申し上げます。

○議長（河野正春君） 教育庁総務課長、渡邊和幸君。

○教育庁総務課長（渡邊和幸君） それでは、第47号議案の指定管理者の業務内容や事業費についてお答えをいたします。

指定管理の業務内容であります。主に図書館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務と図書館事業の計画及び実施に関する業務でありまして、図書館で通常必要な業務はすべてが含まれております。

事業費であります。5年間の指定管理料の上限額1億8,112万5,000円のうち、人件費が45%、施設管理費が26%、残りはその他の運営費等でございます。

なお、指定管理料には図書などの資料購入費、1件10万以上の施設修繕費等は含まれておりません。そして、事業効果及び候補者の選定経過等につきましては、先ほど、川原議員にお答えしたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野正春君） 子育て・健康推進課長、植田克己君。

○子育て・健康推進課長（植田克己君） 大石議員の第56号議案、ひとり親家庭の医療費助成制度についてお答えします。

ひとり親家庭医療費助成制度につきましては、これまで病院の窓口で自己負担を支払い、その後市の窓口申請にきていただく償還払い方式のため、仕事をしているひとり親の利用者にとって非常に使いづらい制度でありました。

そのため、県下市町村で議論を重ね、12月診療分から現物給付を実施することについて協議が整いましたので、本定例会において条例改正案等を提案

させていただいているところであります。

その中で、議員ご案内のとおり、親については一部自己負担金制度を導入することとなっております。

この一部自己負担金制度は、新たに受給資格者に負担を求めるものではありませんが、現物給付制度を導入することにより受給資格者は市へ申請に来る必要がなくなるため、利便性が高まることとなります。

また、今後ともこの制度を継続していくため、受益と負担のあり方を総合的に勘案した結果として導入されるものであります。

そのようなことから、一定程度の負担をしていたことが必要であると考えており、県全体の制度として導入するものでありますので、市として単独助成をすることについては現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 企画情報課長、佐藤之則君。

○企画情報課長(佐藤之則君) 第59号議案、定住促進事業の総括についてお答えいたします。

この事業につきましては、緊急雇用事業を活用し、結婚に向けた機運の醸成を図り、結婚から定住に結びつけることを目的として、RE:ヒラノ分校計画に委託し、昨年10月から3月までの約半年間で実施いたしました。

具体的な内容につきましては、独身男女向けには出会いづくりパーティーやウォーキング、食事マナーといった体験活動などの出会い応援イベントと、魅力をアップするためのスキルアップ講座を延べ16回開催し、多くの皆さんのご参加をいただき、たくさんの出会いの場をつくりました。

また、独身男女の皆さんを取り巻く方には、市内の各界代表で構成する婚活推進協議会を結成するとともに、縁結びお世話人養成講座を開催し、市議会を初め企業にも参加いただき、157名の方に縁結びお世話人となっていただきました。これにより、市全体で婚活を応援する体制をつくるとともに、縁結び奨励事業と組み合わせる中で機運の盛り上げを図ってきたところでございます。

昨年度事業の総括といたしましては、これらの事業を通じ延べ1,188人もの人を集め、婚活という言葉が市内各所で聞かれるようになり、多くの方にその認識をいただき、一定の成果を収めたものと考えております。

まだこの事業で知り合ったカップルの結婚や縁結び奨励事業第1号は出ておりませんが、今年

度は商工会議所に委託をいたしまして官民一体となってさらなる成果を目指して取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 福祉事務所長、尾形 稔君。

○福祉事務所長(尾形 稔君) 第59号議案のうち、敬老会事業についてお答えいたします。

敬老会事業補助金は、地域で敬老会を開催する自治会や老人クラブなどの団体から補助金申請をしていただき、交付しているものであります。この補助金は、敬老会事業に要する費用の一部に充てていただくものであり、その活用は各実施団体に判断をさせていただいております。

なお、実施状況につきましては、各実施団体より提出される実績報告書により確認しております。

続いて、関連一般質問の敬老会事業の見直しについてお答えします。地域の方が、敬老会という場で高齢者に対し敬老の意を表するという事は非常に大切なことであり、今後もできるだけ続けていきたいと思っておりますし、必要な支援も行いたいと考えております。

一方で、役員の高齢化など敬老会事業の開催が困難になってきていることも事実であります。本年度の各実施団体の取り組み実績や、これまでの敬老会事業の見直しの経緯を踏まえ、現在の社会情勢などに適した敬老会事業となるように、自治会や関係者の方々との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 商工観光課長、安田祐一君。

○商工観光課長(安田祐一君) 第59号議案のうち勤労青少年ホームの有効活用についてお答えします。

大石議員ご指摘の、男性の登録者数がない要因といたしましては、現在実施している講座内容につきまして、対象者のニーズとマッチしていないことや、また勤労青少年ホーム事業が始まったことと比べまして、現在の余暇の過ごし方の変化や趣味の多様化、または民間でも多くの講座が開催されていることからではないかというふうに考えております。

また、国が平成23年度に定めました第9次勤労青少年福祉対策基本方針におきまして、全国的な状況といたしましても勤労青少年ホームの利用実績は年々減少しており、全体として利用者の年齢層も上がってきているという調査結果が出ております。

9月19日

こういったことから、国におきましては勤労青少年ホームの新たなあり方として、本来の目的での活用のほかボランティア活動や同世代、異世代間の交流の場としてなど、多様な観点からの活用を期待すると示されております。

このような流れの中で、本市の勤労青少年ホームにおきましては、子育て支援のおひさまひろばであるとか就労支援のふるさとハローワーク、高齢者の生きがい対策であるシルバー人材センター、放課後における小学生向けの学習講座寺子屋昭和館といった幅広い年齢層の方々が活用している状況でありまして、国からも評価をいただいているところでございます。

こういったことから、今後につきましても利用者のニーズの変化に対応しながら、幅広い年齢層において有効活用できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 上下水道課長、中尾 勉君。

○上下水道課長（中尾 勉君） 第60号議案、水道料金の長期滞納問題についてお答えします。

水道料金の長期滞納の対策につきましては、所在調査により居場所が判明している滞納分について、支払い約束の取り付け、資産調査などにより未収金の回収に努めているところでございます。

過去の大口滞納者につきましては、引き続き資産調査等を行いながら、徴収可能な分について支払いをお願いするとともに、今後新たな滞納が発生しないよう、給水停止など適切な対応を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 教育庁学校教育課長、瀬口卓士君。

○教育庁学校教育課長（瀬口卓士君） 報第6号のご質疑にお答えいたします。

議員ご質疑の公表についてでございますが、関係課と検討いたしました。今回の事案につきましては、生徒が次の日から学校に通えるほどの比較的軽いけがであったことと、保護者への謝罪や説明後ご理解をいただき、目視による点検を徹底させることやプール使用時の注意事項の表示のあり方等について早急に対応いたしましたことから、公表するまでの事案ではないと判断したところでございます。

事故の原因といたしましては、河川にあるプールのため、外から何らかの小さなガラス片が入ったも

のと考えられます。今後の対策といたしましては、点検マニュアルに沿った対策を講じてまいりたいと考えております。

起こった事故を隠すということではなく、急務な事件や不祥事などにつきましては、これまでどおり再発防止のため公表してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 時間がわずかになりましたが、簡単に再質疑をしますので簡単に答えてください。

1つは旧火葬場の問題で、真玉の火葬場の跡地についても一言説明してください。

次は、ボタンボウフウのことで説明がありましたけれども、実際この栽培農家は何戸で、実績としてはどれぐらいの所得を上げておる、こういう事業をやることによって今後農家の所得向上につながるのかどうか。

それから、犬田の道路や住宅の関係で、どうしても前回の答弁を超えた答弁はなかったんですけども、ならば今回提案されている用地買収費は単価どれぐらいなのか、面積どれぐらいなのか。

それが、この前市のし尿処理場を売却しましたが、その単価と比較してどうなるのか説明してください。

それから、住宅家賃や同和問題は決算委員会でやりたいと思います。

それから、図書館の指定管理の問題で事業量はわかりましたが、市の直営でやるのと指定管理でやることによって経費がどれぐらい違うという試算をしているのか。（「それはもう割愛したんで」と呼ぶ者あり）何を（「図書館の……」と呼ぶ者あり）違う違うその前のことやった、その臨時のことをやった。それから、あとその指定管理の中で普通月刊誌とか買うのは、管理の中には含まれてないと、市が別に買うというふうに受け取ったんですけどもそうなのか。その時に、県下の図書館調べてみてもまちまちなんですけれども、例えば高田の現在の図書館は私が議会で問題にするまでは、普通の一般新聞も2、3しか置いてなかったんですよ。そんなところは日本じゅうないよということで問題にしまして今置くようになりました。

ところが、今の政局見ましても次々と新しい政党が生まれています。政治団体が。そういうところも機関紙を出しておりますが、これも置いているとこ

と置かないところがあるんですよ。

だから、これ私ども一々どこからも買うとなると相当な経費がかかりますので、やっぱりこういう月刊誌や週刊誌や日刊紙など、必要なものをあだけの建物で莫大な経費かけたんだからそういうものが、市民が有効に活用できるようにしてもらいたいと思うけど、そういうのは市が直接やるのか指定管理者にやるのか説明してください。

それから、ひとり親の医療費の問題で、これ市長よく聞いてください。市長いいですか。今の説明では、非常に今まで市長が主張していたことと矛盾しているんです。いいですか。

県は、先ほど、言ったように3種類の医療費の助成制度をしています。子供の医療費も現物支給なんです。県の制度はね。しかし、これは悪いということで高田の場合も3年おくれで一部負担を全額市が持つようになりました。大分県では高田が一番おくれましたけれども、今歩調がそろいました。

よって、今回のひとり親についても県は同じように、通院2,000円、入院7,000円の自己負担を取る要綱になっているんですよ。ただし、事業主体である市町村がそれを子供の医療費と同じように無料化するために持つのは自由ですよと、やっってくださいよということになっておるんですよ。

ところが、7月10日にあった課長会での参加した課長のとらえ方がまちまちで、いやもう県下統一になったから自己負担とるのが当たり前という課長もあったようです。県下調べてみましたけど。

よって、そのことを聞きましたので私たちは福祉保健部長と交渉しましたら、いやそれはそんなこと言っとらんと、あくまでも課長会議では市町村が独自にその2,000円や7,000円を助成すると、それは自由なんですよと、事業主体は市町村なんだということを確認しまして、急遽通達を出しています。高田にも通達が来ています。その精神からいっても、しかも子育てを大事にしよう、健康を大事にしようという市長が、今度そうなんだから自己負担をとっても何が悪いかということにならないと思うんですが、市長、子供の医療と同じように自己負担分を市独自でやるということができないか、市長の見解を聞きます。

それから、定住対策で今課長から説明がありましたけれども、1,189人の方が触れ合ったそうなんですけれども、しかし今だにまだ結婚第1号が出ないということですね。心配しているんですよ。相当

こういうものはお金かけても効果ないかなあとも思えるんですけど、そういうことであってはならないと思うんですね、効果出さんといかんわけですよ。

だから、この点でどこを変えれば、予算をかけた割に、事業をした割に効果が生まれるというように分析しているのか、どこ辺を今回特に力入れていくのか明らかにしていただきたいと思うんです。

それから敬老会について、今、今後についてこうこうというのは一般論で、そういうことでやってもらいたいんですけど、今現在のことをやっぱり評価、認識を一致してないと新しい問題が出ないんですよ、いいですか。

市の補助金要綱を見ましても、事業計画を出して事業をやった収支報告をするわけですね、補助金もらうためには。私が今例を出したようなところ、1,000円配って回ったところ、そこは敬老会を去年もしてないですよ何も。市からもらったとか、自治会が出したこういう1,000円がただ封筒に名前書いて届けられただけなんです。そういうので、これ財政課長、補助金適正化法からみて問題じゃないですかこれ、市の条例から見て問題じゃないですか。それが事実とすれば。

それからね、大きな地区で、金額で言ったら相当の量ももらいながら、それは集まった人の経費に使って来なかった人は全然ね、500円でも1,000円でも、私ども下町なんかは上乘せしてやる方法とっていますけどね。それは自由なんだけども、全然出さないでいいということにならないんじゃないですか。その辺、掌握してないなら掌握をして次の12月議会で明らかにしてもらえますか。

せめて、私は何年もさかのぼって戻せとは言わんけれども、修正してもらって金がある地区なんだから、全然配ってないところはやっぱり商品券ね、きのう相談あったところは商品券をもらっていました。商品券を配るようにすべきだと思います。

それから、勤労青少年ホームの問題も一般論でありましたけれども、高田の場合昨年問題にして何ぼか改善するような答弁しているんですよ。しかし、全然男性の勤労者が登録もしてない、利用してないというのは何かという分析が要ります。婚活婚活というよりも、日ごろから公共施設を使っているんな事業をやればそれに結びつくと思うんですけどどうなのか。

以上です。

○議長（河野正春君） 環境課長、都甲賢治君。

9月19日

○環境課長（都甲賢治君） 大石議員の再質問のうち、旧真玉火葬場の跡地利用についてお答えします。

ご承知のとおり、現地は海岸線の高台にありますので、現在は更地にしておりまして災害時の避難所として活用できないかということで、地元で今検討してもらっているところです。

それと、旧火葬場にございました水道施設、この分につきましては地元からの要望もありまして利用したいということで地元へ譲渡しておりまして、現在活用していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私のほうからひとり親家庭の問題についてお答えをいたします。

私は、現物給付というのはやはりすべきであるという持論はそうであります。このひとり親家庭においても、現物給付するようになったということは非常に喜ばしいことだと思っています。

ただ、県の全体的な議論もしてまいりました結果の中で、親も現物給付にはするけれどもやはりそういう中で、これ月に2,000円ということ、親が1回500円いただくというお話であります。

通院で、それが4回までで、四五2,000円までは親の人もらおうという。そして、入院の場合は500円で14日間、7,000円まではもらおう、500円です。そういうことの中で各市と議論した結果の中でそうしようという話、私も話を聞いて、それはいいんじゃないかと、私の話と矛盾してません。

私は現物給付をし、上げるというからにはちゃんと、やはりひとり親はなかなか市役所に来るということは大変だろうと。だから、その現物給付はいいんじゃないか、そういうことの中で私は主張しましたし、させましたし、ただこの親のいわゆる1回500円の月に2,000円、これは通院です。そして入院の場合も1回500円で、14日分の7,000円はいただいてもいいんじゃないかと。そういう話になって、私どももそれでいいんじゃないかということでこの制度をしたわけでございます。

以上でございます。終わります。

○議長（河野正春君） 建設課長、筒井正之君。

○建設課長（筒井正之君） それでは、大石議員の犬田の今回の補正予算のうち単価と面積は幾らかということで再質疑にお答えいたします。

道路用地につきましては、土地の評価をいたしま

して、地域の土地の鑑定を行いまして雑種地で平米当たり1万1,300円、それと宅地については平米当たり1万3,000円の単価で設定をしております。

それと面積につきましては、道路で380平米、それと住宅建設用地につきましては1.32ヘクタールの計画の予定をしております。

以上であります。

○議長（河野正春君） 教育庁総務課長、渡邊和幸君。

○教育庁総務課長（渡邊和幸君） それでは第47号議案の再々質疑についてお答えをいたします。

まず、直営の場合と指定管理者制度導入の場合の金額の違いでございますけれども、5年間相当額が約3,963万5,000円の減となります。

次に、新図書館で設置をいたします月刊誌等の選書についてでございますが、この選書につきましては今後検討してまいります。基本的には指定管理者が候補をリストアップをいたしまして、その選書の権限は市のほうが権限を持つということになります。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 企画情報課長、佐藤之則君。

○企画情報課長（佐藤之則君） 第59号議案の婚活のご質疑にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、お世話人なども含めまして機運は高まっていると考えておりますけれども、結果につながらなかったことについては大変苦慮しているところでございますし、他市の状況なんかを聞きましてもなかなか結果に伴うのが難しいものがあるというふうに感じておるところであります。

しかしながら、今回は会議所を上げて取り組んでいただいておりますので、最終的にはサークル会員の中で直接的に結婚相談を実施しまして、結果につなげていければいいなというふうに思っております。

また、まだまだピーアールが足りないということもございまして、特に中核工業団地の社員の皆さんに積極的に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（河野正春君） 市参事兼農林振興課長、井上晃一君。

○市参事兼農林振興課長（井上晃一君） それでは、ボタンボウフウの関係の再質疑にお答えをいたします。

栽培関係でございますけども、地元香々地地区にポタンボウフウ研究会を発足いたしまして、農家数5戸で1ヘクタールの栽培をいたしております。これ、どういった栽培方法がいいのか、まだ試験も含めてでございます。

そういうことで、所得的な部分でございますけども、今大体10アール当たり1,000キロの収穫というようなことで見込んでおります。これを、今のところ乾燥樹ということで販売をしておりますけども、大体10アール当たり28万程度というところでございます。

この事業の効果でございますけども、まずポタンボウフウを皆さんに、健康面も含めて知ってもらおうということで、広くそういった意味でポタンボウフウのピーアールも含めて今後やっていきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 福祉事務所長、尾形 稔君。

○福祉事務所長(尾形 稔君) 敬老会事業の再質疑にお答えいたします。

本補助金の活用内容につきましては、各実施団体の申請に基づいて実施をしていただき、実績報告書によりまして確認をさせていただいております。また、参加しなかった方に対する対応につきましては、本補助金につきましては敬老会の実施費用の一部を補てんするという事の中で、各実施団体の実施内容については各実施団体の中で判断をさせていただいているというところであります。

以上です。

○議長(河野正春君) 商工観光課長、安田祐一君。

○商工観光課長(安田祐一君) 勤労青少年ホームの再質疑にお答えします。

勤労青少年ホームの利用向上におきましては、今後も利用者のニーズに応じた形で、幅広い年齢層において活用できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(河野正春君) これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第46号議案から第58号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(河野正春君) 日程第2、決算審査特別委

員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第59号議案、平成23年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第60号議案、平成23年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野正春君) ご異議なしと認めます。

よって、第59号議案平成23年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第60号議案平成23年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置いたしました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。指名の方法は、先例により正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することいたします。

協議のためしばらく休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時49分 再開

○議長(河野正春君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員を指名いたしますので、事務局長に発表させます。

事務局長、河野真一君。

○事務局長(河野真一君) それでは、議席番号及び氏名のほうを読み上げたいと思ひます。

議席番号1番、土谷信也議員、議席番号3番、成重博文議員、議席番号4番、安達 隆議員、議席番号5番、山田秀夫議員、議席番号7番、中山田健晴議員、議席番号8番、河野徳久議員、議席番号9番、明石光子議員、議席番号10番、土谷 力議員、議席番号14番、北崎安行議員、議席番号17番、山本博文議員、以上でございます。

○議長(河野正春君) お諮りいたします。

ただいまの諸君を決算審査特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

9月19日

○議長（河野正春君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 私は、去年も正副議長に申し入れをしましたし、この場で議論もしましたし、今回も議長に文書で申し入れをしておりますが、10人で構成する委員でいくというならば、これ1年限りの委員会ですから前回入らなかった人が10人ありますから、それを基本に10人入れかえるべきじゃないかと。議員任期4年間のうちに2回は入れるようにするんじゃないですかと。

私調べてみました。ゆうべ調べてみましてびっくりなんですね。中園議長時代、林事務局長時代に改悪しました。日本一悪い決算委員会をつくるようになって、それ以来私は11回一度も入ったことはありません。今度も外せ外せということである議員がおらんで回ったそうですけれども、そんなことがまかり通るような議会を大改革せんといかんと思いますので、私は今の人事、河野徳久議員を外して私に入れかえてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（河野正春君） しばらく休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

指名の方法に異議がありましたので、改めて委員会条例第7条の規定により、議長から指名をします。決算審査特別委員に、1番、土谷信也君、3番、成重博文君、4番、安達 隆君、5番、山田秀夫君、7番、中山田健晴君、8番、河野徳久君、9番、明石光子君、10番、土谷 力君、14番、北崎安行君、17番、山本博文君。

以上の10名を指名します。

お諮りいたします。

ただいまの諸君を決算審査特別委員に指名することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野正春君） 起立多数であります。

よって、ただいま指名いたしました諸君を決算審査特別委員に選任することに決しました。

決算審査特別委員会委員の方々には、休憩中に決算審査特別委員会を開いて正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

会場については委員会室にてお願いいたします。

○議長（河野正春君） しばらく休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時04分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。委員長に4番、安達 隆君、副委員長に14番、北崎安行君、以上のとおりであります。

○議長（河野正春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 大石忠昭

〃 土谷信也